平成２９年（フ）第２４１号
千葉県市川市富浜３丁目６番８号（アゼリアＮｏ．５―515号）
債務者　鈴木　雪江（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０５号
千葉県市川市北国分３―15―16、住民票上の住所東京都渋谷区西原３丁目37番14号　ベルテ代々木上原306
債務者　宮内　理沙
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４０６号
千葉県浦安市堀江５丁目15番６号　パールハイツ（205）
債務者　秋本　　明
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４２９号
千葉県八千代市八千代台北１丁目７番地15オリオンハイツ201号
債務者　倉谷　由貴
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４３８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目108番地29　クレセント薬円台204号
債務者　藁谷　俊雄
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４０号
千葉県船橋市三山３丁目24番15号　ネオフラッツ三山205号
債務者　澤原　　司
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７１号
千葉県船橋市上山町３丁目615番地１　リトルハピネスナカムラ306号
債務者　井上　恵子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４７３号
千葉県市川市香取２丁目14番12―102号（サザンクロス８番館）
債務者　大石　彩華
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５０１号
千葉県市川市菅野４丁目６番４号
債務者　秦　　宏周
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５１４号
千葉県浦安市堀江５丁目12番15―108号　メゾンラフォーレⅡ
債務者　岩田　佑子（旧姓益子）
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２０号
千葉市緑区古市場町474番地102　古市場第２団地２棟202号
債務者　橋川　健一
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５２１号
千葉市緑区古市場町474番地102　古市場第２団地２棟202号
債務者　橋川　眞理
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１８６号
東京都立川市栄町４丁目21番地２　第16クリスタルマンション　303号、住民票上の住所川崎市高津区溝口５丁目３番５号　ドエル寺内　102
債務者　関矢　脩人
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目13番26―201号
債務者　石田　耕平
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２１号
神奈川県川崎市宮前区野川2278番地52
債務者　濱野　　忍
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
川崎市宮前区犬蔵２丁目12番25号　らいふたまプラーザ　307
債務者　廣瀬由美子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係